

道路占用許可申請書作成時の留意点

令和2年3月

上越市ガス水道局建設課装置工事係

1 県道・市道共通事項

① 占用の目的

具体的な内容を記載すること。

例：住宅新築に伴う、ガス水道引込管埋設工事

② 占用の場所

路線名は道路網図等により、路線名及び路線番号を確認すること。路線番号は路線名の後に（ ）内に記載すること。

例：県道 大潟上越 線 (468) 、 市道 裏寺 線 (F-181)

工事場所は、引込先の地名地番（住居表示可）の次に「地先」とする。

例：上越市木田1丁目1-3 地先

③ 占用物件

管種の名称は次のとおりとすること。

区分	名 称
ガ ス	ガス用ポリエチレン管 (PE)
	ポリエチレン被覆鋼管 2 層管 (PLP)
	ポリエチレン被覆鋼管 1 層管 (PLS)
	耐候性ポリエチレン被覆鋼管 1 層管 (PLS)
	配管用炭素鋼鋼管 (SGP)
水 道	水道用ダクタイル鋳鉄管 (DC (NS)・DC (GX))
	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP)
	水道用硬質塩化ビニル管 (VP)
	水道用ポリエチレン管 (PE(A))
	配水用高密度ポリエチレン管 (HPPE)

規模は、埋設する管の外径とし、mm単位とする。

数量は、本管から官民境界までの延長とし、m単位の小數第一位までとする。

既設管の撤去を含むときは、マイナスの数量表記とする。（撤去のみのときは廃止届となる。）

例：ガス引込管の増径時

名 称	規 模	数 量
ガス用ポリエチレン管 (PE)	φ 60 mm	L=5.2m
撤去ガス用ポリエチレン管 (PE)	φ 42 mm	L=-5.2m

④ 工事の期間

As 舗装の車道部については、舗装仮復旧後に舗装本復旧を行うため、舗装本復旧工事を含めた期間とし、毎年3月～7月末までの占用工事は11月30日とする。8月～翌年2月末までの占用工事は翌年7月31日までの工事の期間とし、以下「⑤ 11月から翌年3月（原則道路掘削禁止期間）における留意点」と同様に、本復旧の断面構成とすること、及び理由書を添付すること。

歩道部（As 舗装、インターロッキングブロック舗装）、乗入れ部は掘削当日の舗装本復旧となるため、工事予定日に予備日数を加えた月日とする。

⑤ 11月から翌年3月（原則道路掘削禁止期間）における留意点

（「ガス又は水道の各戸引込み管工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められるもの」等は例外されることがある。）

- (1) 舗装の仮復旧は、掘削範囲内（影響幅を取らず）で、本復旧の断面構成とすること。
- (2) 占用申請書に理由書を添付すること。

⑥ 提出期限

- (1) 道路占用許可申請書は工事予定日の4週間前までに提出すること。
- (2) 私道、団地道（町内等管理）等の埋設届は工事予定日の2週間前までに提出すること。

⑦ 申請内容の整合

申請書・図面（平面・横断・掘削復旧断面）・工程表の内容（延長・口径・埋設深・月日等）が一致することを提出前に再確認すること。

⑧ 他工事との調整

- (1) 占用工事箇所付近に別工事の舗装復旧跡がある場合、道路管理者から舗装復旧範囲について指示を受ける場合があるため、申請書作成の前に「位置図」と「現況写真」により、局に事前相談すること。
- (2) 道路管理者から乗入れ工事や下水道取付け管工事など他占用工事の有無を聞かれることがあるため、予め建築元請業者等に聞き取り、他占用物件（工事）の有無を報告すること。その際、下水道取付け管工事がある場合は、ガス水道と下水道の工事箇所が近接するよう建築元請業者等と調整すること。

⑨ その他

- (1) 下水道工事又は農業集落排水工事の土工事に合わせ、同一溝内にガス水道の引込管を布設するときは、その旨を申請書の備考欄に記載すること。

例：掘削復旧は下水道工事にて施工

- (2) 近年、カラー合材や⑮開粒度 As 等を使用した舗装が行われている歩道等が多くなっている。舗装本復旧は原形復旧が大原則のため、現況を十分に確認し、占用申請及び施工を行うこと。

2 県道

① 占用の期間

占用の期間は、占用工事実施年度を含めた10年度後の年度末日までとする。

例：工事予定が令和2年4月1日から令和3年3月31日であれば占用期間は令和12年3月31日まで10年間

② 車道部の埋戻し断面構成

車道部は路線（交通量区分）により埋戻しの断面構成が異なるため、交通量区分を必ず確認すること。〔設計 CBR は 8 とする。（占用物件の埋設深が 1.2m未満のときは、設計 CBR が異なるため別途確認すること。）〕

構成断面（単位：mm）

占用復旧時の交通量区分	区分	表層	中間層	基層	上層路盤		下層路盤	合計厚
		仮復旧⑤ 本復旧*	②	②	①	M-40	RC-40 ARC-40	
N5-1	仮復旧	50	-	-	-	170	200	420
	本復旧	50	-	50	-	120	200	
N5-2	仮復旧	50	-	-	-	190	250	490
	本復旧	50	-	50	-	140	250	
N6-1	仮復旧	50	-	-	-	300	200	550
	本復旧	50	-	50	50	200	200	
N6-2	仮復旧	50	-	-	-	250	400	700
	本復旧	50	-	50	50	150	400	
N7	仮復旧	50	-	-	-	410	400	860
	本復旧	50	50	50	50	260	400	

※消融雪施設設置箇所は⑦密粒度 As（新 20FH）改質 I 型とし、その他は⑤密粒度 As（新 20FH）とする。

〔参考：②粗粒 As（20）、①瀝青安定処理（25）、M-40 粒度調整砕石 φ 40～0 mm、RC-40 再生クラッシャーラン φ 40～0 mm、ARC-40 アスファルト再生クラッシャーラン φ 40～0 mm、⑨密粒度 As（13F）〕

路床材は管上 20 cm の洗砂を除き、原則、CBR8 以上の改良土 φ 40～0 mm を使用すること。

コンクリート舗装道の地下埋設は原則、認められていないため、別途、事前に局と協議すること。

③ 歩道部等の埋戻し断面構成

区分	表層	路盤
As 舗装歩道	⑨ t=40 mm	RC-40 t=150 mm
インターロッキングブロック舗装歩道	ブロック t=80 mm	サントクッション t=20 mm
		M-40 t=150 mm
As 舗装乗入れ（自家用車等の乗入れ）	⑤ t=50 mm	M-40 t=250 mm

④ 舗装本復旧範囲

掘削幅に片側+30 cmとする。

センターラインがある車道について、センターラインを越えない掘削の場合は半幅。センターラインを越えた掘削、又はセンターラインの無い車道（中央部に舗装の打ち継ぎ目がある場合は、打ち継ぎ目までとする）については全幅とする。

歩道や乗入れについては、全幅とする。

3 市道

① 占用の期間

占用の期間は、令和7年3月31日までと統一されている。

例：工事予定が令和2年4月1日から令和3年3月31日であれば占有期間は令和7年3月31日まで5年間

② 車道部の埋戻し断面構成

車道部は路線により1・2級市道とその他市道に区分されているので、道路網図にて必ず確認すること。区分により、断面構成が異なる。

構成断面（単位：mm）

区分		表層	上層路盤	下層路盤	合計厚
1・2級	合材・骨材	仮復旧⑤ 本復旧*	M-40	ARC-40 RC-40	290
	仮復旧	50	120	120	
	本復旧	50	120	120	
その他	合材・骨材	仮復旧⑤ 本復旧*	M-25	ARC-40 RC-40	270
	仮復旧	50	100	120	
	本復旧	50	100	120	

※消融雪施設設置箇所は⑦密粒度As（新20FH）改質I型とし、その他は⑤密粒度As（新20FH）とする。

[参考：M-40 粒度調整砕石φ40～0mm、M-25 粒度調整砕石φ25～0mm、ARC-40 アスファルト再生クラッシャーランφ40～0mm、RC-40 再生クラッシャーランφ40～0mm、⑨密粒度As（13F）、CR-40 クラッシャーランφ40～0mm]

路床材は管上20cmの洗砂を除き、ARC-40、RC-40又は改良土φ40～0mmのいずれかを使用すること。（発生土は認められない。）

③ 歩道部等の埋戻し断面構成

区分	表層	路盤
As舗装歩道	⑨ t=40mm	RC-40 t=150mm 又は ARC-40 t=150mm
As舗装乗入れ（自家用車等の乗入れ）	⑤ t=50mm	M-40 t=200mm 又は CR-40 t=200mm

④ 舗装本復旧範囲

掘削幅の1.5倍とする(5cm単位に切上げ)。ただし、掘削幅が1.2m超のときは、県道と同様に片側+30cmとする。

センターラインがある車道について、センターラインを越えない掘削の場合、又はセンターラインが無く車道部(側溝等を除く)の全幅が4m以上で全幅の半分以下の掘削の場合は半幅。センターラインを越えた掘削、又はセンターラインが無く車道部(側溝等を除く)の全幅が4m未満の車道については全幅とする。

歩道や乗入れについては、全幅とする。

⑤ その他

- (1) 占用申請書提出前に、工事を行う町内会長に連絡をし、工事の同意を得ること。その内容を申請書の備考欄に記載すること。ただし、同意書の写しの添付は不要。

例：令和2年3月25日、町内会長同意済み